



県章

滋賀県公報

令和8年(2026年)
3月6日
第696号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

滋賀県統計調査条例に基づく県統計調査に係る調査票情報の提供(国際課)	1
都市計画の変更(都市計画課)	1

○ 公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課)	2
争議行為の通知公告(労働雇用政策課)	2
公共測量実施公告(用地事業支援課)	2
公共測量終了公告(用地事業支援課)	3

○ 健康福祉事務所告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(湖東)	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の 廃止の届出(湖東)	3

○ 土 木 事 務 所 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(東近江)	4
------------------------------------	---

告 示

滋賀県告示第87号

滋賀県統計調査条例(昭和26年滋賀県条例第7号)第8条の規定に基づき、次のとおり県統計調査に係る調査票情報の提供を行った。

令和8年3月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 調査票情報の提供を受けた者の氏名または名称 滋賀県警察
- 県統計調査の名称 外国人の住民基本台帳人口調査
- 調査票情報の利用目的 県内各市町に居住する外国人の数、国籍等を把握した上で、滋賀県警察および各警察署において在留外国人等の安全確保と相互理解に向けた総合対策を講じるため
- 利用する調査票情報を特定するために必要な事項 滋賀県に居住の外国人人口
- 調査票情報の利用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 調査票情報を提供した年月日 令和8年2月20日

滋賀県告示第88号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき彦根長浜都市計画道路を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 都市計画の種類 彦根長浜都市計画道路 3・5・202号 山田敏満寺線
- 都市計画を変更する土地の区域 犬上郡多賀町木曾から犬上郡多賀町久徳まで
- 図書の縦覧場所
滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県湖東土木事務所管理調整課 彦根市原町4-1

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年3月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 ラ・ムー草津店、ケーズデンキ草津南店 草津市新浜町字芋ヶ町408番地
ほか30筆

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 大黒天物
産株式会社 代表取締役 大賀昭司 岡山県倉敷市堀南704番地の5 株式会社関西ケーズデンキ 代表取締
役 杉本正彦 茨城県水戸市城南二丁目7番5号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
大黒天物産株式会社 代表取締役 大賀昭司 岡山県倉敷市堀南704番地の5 株式会社関西ケーズデンキ
代表取締役 杉本正彦 茨城県水戸市城南二丁目7番5号

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 大黒天物
産株式会社 代表取締役 大賀昌彦 岡山県倉敷市西中新田297番地1 株式会社関西ケーズデンキ 代表取
締役 細川裕一郎 茨城県水戸市城南二丁目7番5号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
大黒天物産株式会社 代表取締役 大賀昌彦 岡山県倉敷市西中新田297番地1 株式会社関西ケーズデン
キ 代表取締役 細川裕一郎 茨城県水戸市城南二丁目7番5号

3 変更年月日 令和5年3月27日ほか

4 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の住所および代表者の変更のため、イについては大規模
小売店舗において小売業を行う者の住所および代表者の変更のため

5 届出年月日 令和8年2月16日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号

(2) 縦覧期間 令和8年3月6日から令和8年7月6日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和8年7月6日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

争議行為の通知公告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、大津赤十字病院労働組合執行委員長 中小
路貴子から令和8年2月27日付けで2026年春闘(職場)要求に関し争議行為を行う旨の通知があったから、次のとお
り公表する。

令和8年3月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 事件 大津赤十字病院および日本赤十字社と大津赤十字病院労働組合との間における争議行為

2 日時 令和8年3月10日以降要求貫徹に至るまでの期間

3 場所 大津赤十字病院の構内または職場

4 概要 あらゆる形の争議行為を実施する。

公共測量実施公告

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 8 年 3 月 6 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量 (地形測量、水準測量、基準点測量)
- 2 作業の地域 草津市南笠東
- 3 作業の期間 令和 8 年 2 月 11 日から令和 8 年 5 月 29 日まで

公共測量終了公告

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和 8 年 3 月 6 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量 (現地測量)
- 2 作業の地域 高島市朽木小川
- 3 作業の終了日 令和 8 年 1 月 30 日

公共測量終了公告

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和 8 年 3 月 6 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量 (基準点測量)
- 2 作業の地域 大津市北小松、南小松、北比良
- 3 作業の終了日 令和 8 年 2 月 12 日

健康福祉事務所告示

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第 2 号

介護保険法 (平成 9 年法律第123号) 第41条第 1 項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和 8 年 3 月 6 日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 平野 雅 穂

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問看護ステーション みなもと彦根	彦根市高宮町 2575番地	株式会社三和貴 代表取締役 藤本ま り子	彦根市高宮町 2575番地	訪問看護 介護予防訪 問看護	令和 8 . 3 . 1	2560290351

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第 3 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第29条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和 8 年 3 月 6 日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 平野 雅 穂

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
株式会社愛		株式会社愛				

ユーケアサービス居宅介護事業所	愛知郡愛荘町石橋905番地	ユーケアサービス	愛知郡愛荘町石橋905番地	居宅介護 重度訪問介護	2511700052	令和8.3.31
-----------------	---------------	----------	---------------	----------------	------------	----------

土木事務所公告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和8年3月6日

滋賀県東近江土木事務所長 久保雅則

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
蒲生郡日野町村井三丁目12番地 株式会社大島組 代表取締役 大島孝美	第2工区：蒲生郡日野町大字松尾字御霊谷351番3の一部、353番4の一部、353番11、353番13の一部、353番20の一部 (全体：蒲生郡日野町大字松尾字御霊谷351番3の一部、353番4の一部、353番11、353番13の一部、353番20の一部、355番4の一部)	第2工区： 485.93㎡ (全体： 2,846.19㎡)	令和8.2.27	000562